

インフルエンザ出席停止期間早見表

インフルエンザ感染による生徒の出席停止期間は、次のとおりです。（学校保健法施行規則 平成 24 年 4 月 1 日改正）

発症（発熱など）した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ※発症日とは、発熱などが始まった日

（ / ）に日付を入れて算出する →		発症0日目 （ / ）	発症1日目 （ / ）	発症2日目 （ / ）	発症3日目 （ / ）	発症4日目 （ / ）	発症5日目 （ / ）	発症6日目 （ / ）	発症7日目 （ / ）	発症8日目 （ / ）
例1	発症当日にすぐ熱が下がった場合	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日		登校可能
例2	発症後1日目に熱が下がった場合	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日			登校可能
例3	発症後2日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日			登校可能
例4	発症後3日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日			登校可能
例5	発症後4日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日		登校可能
例6	発症後5日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能

最短でも発症後、
5日間は出席停止です。
早見表を持って、医師に登校可能日を必ず確認してください。
また、ご不明な点は、養護教諭までご連絡ください。

※これ以降は、解熱した日によって出席停止期間が延長されます。